

本町コミュニティ協議会会則

(名称及び組織)

第1条 本会は、本町コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、旧本町小学校区で活動する各種団体、一般住民並びに第2条の目的に关心のある者を持って組織する。

2 協議会の事務所を本町コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、地域福祉や防災を始め、地域に住む人が幸せに暮らせる安心安全の地域作りをみんなで考え取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題を地域で解決する事業
- (2) 地域活動を行う団体間の連携を強化する事業
- (3) まちづくりの担い手の育成に関する事業
- (4) 高齢者の知識や経験を次世代に伝える事業
- (5) 地域の情報の発信に関する事業
- (6) コミュニティセンターの管理運営に関する事業
- (7) 上記に掲げるもののほか、その他協議会の目的に資する事業

(役員)

第4条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部長 各部会に1名
- (4) 事務局 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 理事 各自治会1名

(役員の選任)

第5条 役員は、総会に諮り、決定する。

- (1) 会長は、理事の互選とする。
- (2) 副会長は、理事の互選とする。
- (3) 部長は、各部会を構成する者の互選とする。
- (4) 事務局は、理事の互選とする。
- (5) 会計は、理事の互選とする。

- (6) 監事は、理事の互選とする。
- (7) 理事は、各自治会より推薦を受けた者とする。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 部長は、部会を代表し、部会の運営及び活動に伴う会務並びに会計事務を統括する。
- (4) 事務局は、協議会の事務並びに渉外業務を行う。
- (5) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (6) 監事は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会で報告する。
- (7) 理事は、協議会における議案その他、運営に関することを審議する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたとき、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、本会の重要な業務に関し、会長の諮詢に答える。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 運営協議会
- (3) 役員会
- (4) 部会

(会議の公開)

第10条 協議会に関わる会議は、公開を原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 会議の内容が非公開情報に係るものである場合
- (2) 会議を公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(総会)

第 11 条 総会は、協議会の最高決議機関とする。

(総会の種別)

第 12 条 総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 13 条 総会は、第 4 条に掲げる役員をもって構成する。

(総会の開催)

第 14 条 通常総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は役員の過半数の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定により請求があったときは、その請求があつた日から 1 か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、構成員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）を持って成立する。

(総会の審議事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) 総会で提案された事項
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の議決)

第 21 条 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合には、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、議長又は役員を代理とし、委任状により表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数（委任状を含む。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(運営協議会)

第 24 条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するために、運営協議会を設置する。

(運営協議会の構成)

第 25 条 運営協議会は、総会において承認した役員及び顧問をもって構成する。

(運営協議会の招集)

第 26 条 運営協議会は、会長が必要と認めた場合又は構成員の過半数の請求があった場合に、会長が招集する。

(構成員以外の出席)

第 27 条 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることがある。

(運営協議会の定足数)

第 28 条 運営協議会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(運営協議会の議長)

第 27 条 運営協議会の議長は、会長が務める。

(運営協議会の審議事項)

第 29 条 運営協議会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 会則に定める事項
- (4) 部会における決定事項の承認

(5) その他総会の議決を要しない会議の執行に関する事項

(運営協議会の議決)

第30条 運営協議会の議決は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合には、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営協議会の議事録)

第31条 運営協議会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席役員数
- (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(部会)

第37条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 防災部
- (2) シルバーパーク
- (3) 文化スポーツ部
- (4) 環境保全部
- (5) 地域福祉部
- (6) こども部
- (7) レディース部
- (8) 施設管理部

(部会の役割)

第38条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び運営を担う。

(部会の招集・議事)

第39条 部会は、部長が必要に応じて招集し、部会の議長は、部長が務め、次の各号について決定する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) その他部長が必要と認める部会運営等に関すること

(部会の報告・承認)

第40条 部長は、運営協議会に対し部会における決定事項について報告し、役員会の承認を得る。

(事務局の設置)

第 41 条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができる。

3 事務局の運営に関する事項は、役員会で定める。

(収入の構成)

第 42 条 協議会の経費は、協賛金、協議会が行う事業等の収入、市からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度・会計年度)

第 43 条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計帳簿の整備)

第 44 条 協議会は、収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 第 1 条第 1 項に規定する者による帳簿閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第 45 条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(解散)

第 46 条 協議会が解散するときは、総会において、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(清算人)

第 47 条 協議会が解散するときは、総会の議決により、清算人を 2 名以上選任して、清算しなければならない。又は、選任しない場合は、会長及び副会長が清算人となる。

(清算人の職務)

第 48 条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

（1）現務の結了

（2）債権の取立て及び債務の弁済

（3）残余財産の処分

(残余財産の処分)

第 49 条 協議会の解散のときに有する次に掲げる残余財産は、市に返還しなければならない。

（1）地域コミュニティ活性化交付金

（2）指定管理委託料

(3) 指定管理委託料の剰余金

(4) その他原資が公金であるもの

2 清算人は、前項各号に掲げる以外の残余財産の処分方法を定め、総会において、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）の3分の2以上の議決を得て、決定しなければならない。

（その他必要な事項）

第50条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この会則は、令和元年5月14日から施行する。

附 則

この改正会則は、令和7年4月1日から施行する。